

白神山地自然環境保全地域

○自然環境保全地域の指定（平成4年7月10日 環境庁告示第46号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項の規定に基づき、次の区域を白神山地自然環境保全地域として指定し、同条第7項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域を表示した図面は、環境庁、関係県庁及び関係町村役場に備え付けて供覧する。

1 区域

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町内青森営林局鱒ヶ沢営林署44林班、63林班、64林班及び84林班から90林班までの全部

青森県西津軽郡深浦町内青森営林局深浦営林署116林班から118林班まで及び122林班の全部並びに115林班、120林班及び121林班の各一部

青森県中津軽郡西目屋村内青森営林局弘前営林署151林班、154林班、155林班、167林班及び168林班の全部並びに152林班、153林班、156林班、157林班、170林班及び171林班の各一部

秋田県山本郡藤里町内秋田営林局二ツ井営林署16林班から19林班までの全部及び20林班の一部

2 区域図（省略）

○保全計画の決定（平成4年7月10日 環境庁告示第47号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第23条第1項の規定に基づき、白神山地自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、青森・秋田両県県境部を中心とした地域であり、二ツ森をはじめとして摩須賀岳、青鹿岳、雁森岳など1,000メートル前後の山岳からなり、これらの間を大川、暗門川、赤石川、追良瀬川及び粕毛川が流下している。

また、本地域の大部分は冷温帯に属し、気候的極相であるブナ林が広く地域を覆っているほか、局部的には、稜線の最上部にミヤマナラ、ダケカンバ等が、乾燥した尾根沿いにはキタゴヨウ等が分布し、沢筋にはサワグルミの群落が成立している。

さらに、アオモリマンテマ、ツガルミセバヤ、フジチドリ、フガクスズムシ等貴重な植物も自生している。

このように本地域は、すぐれた自然植生を有し、また、人為の影響をほとんど受けていな

い原始性の高い地域であるので、特別地区を指定して適正な保全を図り、特別地区の全域を野生動植物保護地区として高山植物等の貴重な植物種の保護を図る。

2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

白神山地自然環境保全地域のうち次の区域を特別地区として指定する。

(1) 区域

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町内青森営林局鱒ヶ沢営林署64林班、84林班及び90林班の全部並びに44林班、63林班、85林班から87林班まで及び89林班の各一部

青森県西津軽郡深浦町内青森営林局深浦営林署116林班及び117林班の全部並びに115林班、118林班及び120林班から122林班までの各一部

青森県中津軽郡西目屋村内青森営林局弘前営林署168林班の全部並びに152林班、154林班、155林班、167林班、170林班及び171林班の各一部

秋田県山本郡藤里町内秋田営林局二ツ井営林署17林班から20林班までの各一部

(2) 面積

9,844ヘクタール

(3) 土地所有別面積

国有地9,844ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

(1) 特別地区内に次のとおり野生動植物保護地区を指定する。

ア 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

イ 保護すべき野生動植物の種類

(植物)

ヒモカズラ、エゾフユノハナワラビ、リシリシノブ、ミヤマシシガシラ、ホテイシダ、ハイマツ、キヤラボタ、ミツモリミミナグサ、センジュガンピ、アオモリマンテマ、キクザキイチリンソウ、サンリンソウ、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、ミヤマキンポウゲ、シラネアオイ、サンカヨウ、キバナイカリソウ、トガクシショウマ、イワオトギリ、オシマオトギリ、エゾノイワハタザオ、ミヤマガラシ、ツガルミセバヤ、ミヤママンネングサ、ウメバチソウ、ヤシャビシャク、シコタンソウ、ウチワダイモンジソウ、フキユキノシタ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、ミネザクラ、マルバシモツケ、エゾノシロバナシモツケ、イワオウギ、ツガルフジ、チシマフウロ、オオバキスミレ、ミヤマスミレ、ミヤマツボスミレ、ゴゼンタチバナ、ハクサンサイコ、シラネニンジン、イワカガミ、イワウチワ、ギンリョウソウ、イワナシ、ウラジロコヨウラク、ウラジロヨウラク、ムラサキヤシオ、ハクサンシャクナゲ、ミヤマホツツジ、イワツツジ、コケモモ、オオサクラソウ、ツマトリソウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、オオバノヨツバムグラ、エゾハナシノブ、タテヤマウツボツサ、イブキジャコウソウ、オオバミゾホオズキ、エゾシオガマ、ミヤマクワガタ、タガイソウ、マルバキンレイカ、アサギリソウ、オニアザミ、ミネアザミ、トガヒゴタイ、ミヤマアキノキリンソウ、シロウマアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、カタクリ、ニッコウキスゲ、クルマユリ、キンコウカ、

チャボゼキショウ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、コバイケイ、オガタチイチゴツナギ、ミズバショウ、ザゼンソウ、サギスゲ、コアニチドリ、サルメンエビネ、イチヨウラン、コイチヨウラン、アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ノビネチドリ、フジチドリ、フガクスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、アリドオシラン、ハクサンチドリ、ウチヨウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ヤマザキソウ、キソチドリ、オオヤマザキソウ、ショウキラン

(2) 自然環境保全法第25条第3項に規定する木竹の伐採(同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

ア 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

イ 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

(1) 施設の種類

標識その他これに類する施設

巡視歩道

(2) 位置

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町内、深浦町内、中津軽郡西目屋村内及び秋田県山本郡藤里町内

○特別地区の指定(平成4年7月10日 環境庁告示第48号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定に基づき、白神山地自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別地区の区域を表示した図面は、環境庁、関係県庁及び関係町村役場に備えて供覧する。

1 名称

白神山地特別地区

2 区域

青森県西津軽郡鱒ヶ沢町内青森営林局鱒ヶ沢営林署64林班、84林班及び90林班の全部並びに44林班、63林班、85林班から87林班まで及び89林班の各一部

青森県西津軽郡深浦町内青森営林局深浦営林署116林班及び117林班の全部並びに115林班、118林班及び120林班から122林班までの各一部

青森県中津軽郡西目屋村内青森営林局弘前営林署168林班の全部並びに152林班、154林班、155林班、167林班、170林班及び171林班の各一部

秋田県山本郡藤里町内秋田営林局二ツ井営林署17林班から20林班までの各一部

3 区域図（省略）

○木竹の伐採の方法及びその限度の指定（平成4年7月10日 環境庁告示第50号）

白神山地自然環境保全地域白神山地特別地区に係る自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第3項に規定する木竹の伐採（同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を次のように指定する。

1 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐（択伐率現在蓄積の10パーセント以内）を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の4に規定する択伐率による択伐（均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること）を行うことができる。

2 適用区域

白神山地特別地区の全域

○野生動植物保護地区の指定（平成4年7月10日 環境庁告示第49号）

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第26条第1項の規定に基づき、白神山地自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この野生動植物保護地区の区域を表示した図面は、環境庁、関係県庁及び関係町村役場に備え付けて供覧する。

1 名称

白神山地野生動植物保護地区

2 保護すべき野生動植物の種類

（植物）

ヒモカズラ、エゾフユノハナワラビ、リシリシノブ、ミヤマシシガシラ、ホテイシダ、ハイマツ、キ

ャラボタ、ミツモリミミナグサ、センジュガンピ、アオモリマンテマ、キクザキイチリンソウ、サンリ
ンソウ、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、ミヤマキンポウゲ、シラネアオイ、サンカヨウ、
キバナイカリソウ、トガクシショウマ、イワオトギリ、オシマオトギリ、エゾノイワハタザオ、ミヤ
マガラシ、ツガルミセバヤ、ミヤママンネングサ、ウメバチソウ、ヤシャビシャク、シコタンソウ、
ウチワダイモンジソウ、フキユキノシタ、イワキンバイ、ミヤマキンバイ、ミネザクラ、マルバシ
モツケ、エゾノシロバナシモツケ、イワオウギ、ツガルフジ、チシマフウロ、オオバキスミレ、ミヤ
マスミレ、ミヤマツボスミレ、ゴゼンタチバナ、ハクサンサイコ、シラネニンジン、イワカガミ、イ
ワウチワ、ギンリョウソウ、イワナシ、ウラジロコヨウラク、ウラジロヨウラク、ムラサキヤシオ、ハ
クサンシャクナゲ、ミヤマホツツジ、イワツツジ、コケモモ、オオサクラソウ、ツマトリソウ、エゾ
リンドウ、エゾオヤマリンドウ、オオバノヨツバムグラ、エゾハナシノブ、タテヤマウツボツサ、イ
ブキジャコウソウ、オオバミゾホオズキ、エゾシオガマ、ミヤマクワガタ、タガイソウ、マルバキ
ンレイカ、アサギリソウ、オニアザミ、ミネアザミ、トガヒゴタイ、ミヤマアキノキリンソウ、シロウ
マアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、カタクリ、ニッコウキスゲ、クマユリ、キンコウカ、
チャボゼキショウ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、コバイケイ、オガタチイチゴツナギ、ミズ
バショウ、ザゼンソウ、サギスゲ、コアニチドリ、サルメンエビネ、イチヨウラン、コイチヨウラン、
アケボノシュスラン、ヒロハツリシュスラン、ノビネチドリ、フジチドリ、フガクスズムシ、ジガバ
チソウ、クモキリソウ、アリドオシラン、ハクサンチドリ、ウチヨウラン、コケイラン、ジンバイソウ、
ヤマザキソウ、キソチドリ、オオヤマザキソウ、ショウキラン

3 区域

白神山地特別地区の全域

4 区域図（省略）